

岐阜県公報

第 三 百 六 十 一 号
令 和 五 年 一 月 六 日
(金曜日)

目 次

告 示

土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除	(環境管理課)	一
土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除	(同)	一
保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全課)	二
道路の区域変更	(道路維持課)	二
土地改良区役員の退任及び就任	(西濃農林事務所)	三

告 示

岐阜県告示第一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和五年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第四百八十六号により指定した区域(安八郡安八町南今ヶ淵字東沼五九七番一、森部字高須一五五八番一、大森字筏場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び一六八番一並びに字松原一八〇番一並びに氷取字金沼二六四番四及び二六五番一の各一部)のうち、安八郡安八町森部字高須一五五八番一及び大森字伊勢沼一〇八番の各一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の追完

岐阜県告示第二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除

する。

令和五年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和三年岐阜県告示第四百八十七号により指定した区域（安八郡安八町森部字高須一五五八番一並びに大森字伐場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び字松原一八〇番一の各一部）のうち、安八郡安八町森部字高須一五五八番一及び大森字伊勢沼一〇八番の各一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染状況調査の追完

岐阜県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町末真字登り谷一の六八・六の一九・古川町戸市字野木四五四・字登り谷四五五の八から四五五の一〇まで・四五五の二五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域		敷地の幅員	延長	備考
			前	後			
県道	恵那線 八百津線	恵那市飯地町字烏帽子岩 一一四三番五九地先から 一同市同町字同 一一四三番八九地先まで	七 ^一 _{四九}	七 ^一 _{四七〇}	ル(メートル)	ル(メートル)	

岐阜県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及

岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
県道	乗下 呂政 停車場 線			下呂市乗政字春山二七〇 三番七地先から	同 市同 字同 二七〇 三番一六七地先まで	後	前	ル	員	延	長	
						三・六 三・五	三・六 三・五	ル	員	延	長	

岐阜県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
県道	池藤 田橋 線			揖斐郡池田町沓井字西瀬 古四八六番一地先から	同 郡同 町粕ヶ原字五 本松四六六番地先まで	後	前	ル	員	延	長	
						二・九 三・〇	二・七 二・五	ル	員	延	長	

岐阜県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
県道	七富 宗加 線			加茂郡七宗町神淵字瀬戸 一〇六四番一地先から	同 郡同 町同 字同 一〇六七番一地先まで	後	前	ル	員	延	長	
						四・九 三・一	四・五 四・九	ル	員	延	長	

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

就任した役員

土良地区 神戸町南 改地名	令和 四・三・八	年月日任	役名	氏名	住 所	土良地区 神戸町南 改地名	令和 四・三・七	年月日任	役名	氏名	住 所
			理事	清水勝行	安八郡神戸町大字西保一五八三番地				理事	傍島一	安八郡神戸町大字瀬古二九六番地
			同	飯田敏春	大字西保九一五番地			同	清水勝行	大字西保一五八三番地	
			同	高橋和久	大字更屋敷六八〇番地の一			同	傍島孝雄	大字瀬古一九九番地	
			同	馬淵正司	大字南方一〇二四番地			同	羽賀昭雄	大字神戸三〇二番地	
									同	早崎治男	大字更屋敷六八〇番地の二
									同	飯田敏春	大字西保九一五番地
									同	清水弘一	大字南方三三三番地
									同	馬淵正司	大字南方一〇二四番地
									同	河合孝幸	大字八条五八〇番地
									同	大場一彦	大字和泉九〇二番地
									同	川瀬真	大字中沢六〇七番地
									同	小寺正美	大字加納一〇八番地
									同	立川晴義	大字下宮二七八八番地
									同	鈴木豊	大字前田一一三番地
									同	山田敏治	大垣市南市橋町一六四番地二
			監事	大場尊美	安八郡神戸町大字和泉七九三番地の二				監事	山田孝實	大垣市南市橋町一九五番地二
			同	布施紀信	大字加納二六四番地				同	布施進	安八郡神戸町大字加納二七五番地の一
			同	清水義彦	大字西保一五八六番地				同	大場誠	大字和泉七七四番地
									同	清水義彦	大字西保一五八六番地

令和五年一月六日発行

発行者
岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一號

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社